

長野県子どもの進学支援事業実施要領

1 目的

生活保護世帯に属する高校生及びその保護者に対し、高校等への入学時点から進路選択に対する相談・支援を行うとともに、進学する意欲があるにもかかわらず学習環境や学習機会の確保に課題がある者について学習塾費用等を助成することにより、大学等への進学を支援し、進学率の向上及び貧困の世代間連鎖の解消を図ることを目的とする。

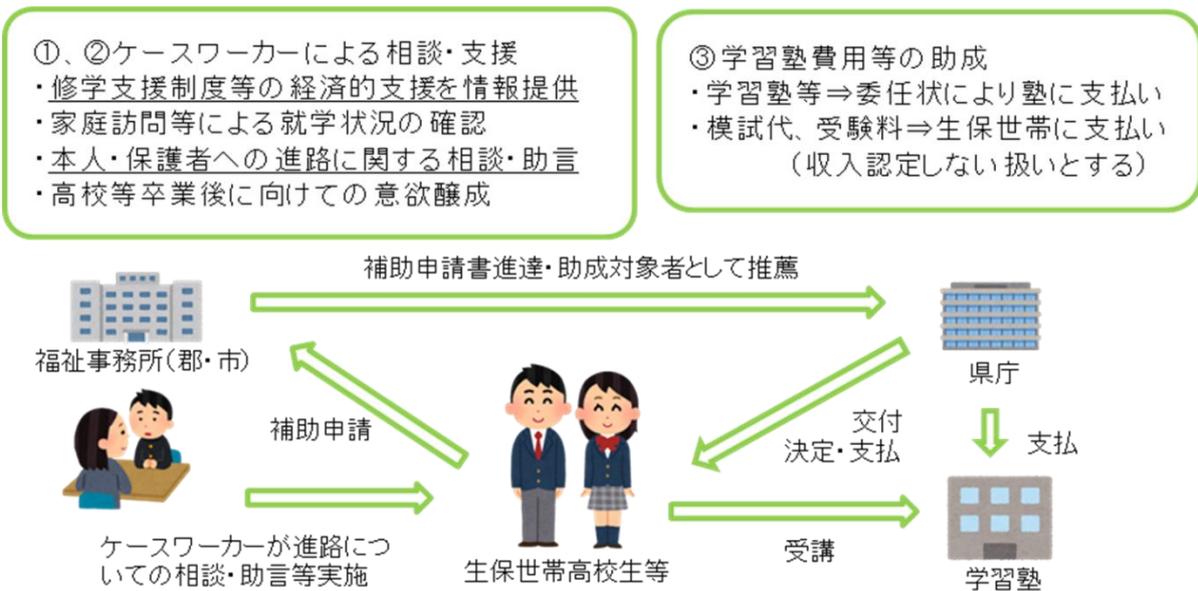
2 定義

この要領における用語の意義は、長野県子どもの進学支援事業補助金交付要綱（令和6年5月17日付け6地福第160号。以下「交付要綱」という。）第3の定義によるものとする。

3 事業の構成

本事業は、生活保護世帯に属する高校生等へのケースワーカー等による相談・支援と、大学等への進学を目指す者への学習塾費用等の助成を同時に行うことにより、大学等への進学を目指す高校生をきめ細やかに支援するものとする。

<概要図>



<役割分担>

福祉事務所(郡・市)	ケースワーカーによる相談・支援、補助申請受理・進達、対象者として県に推薦
県	本人からの申請・福祉事務所からの推薦に基づき事業対象者決定、交付

4 事業の対象者

(1) 相談・支援

生活保護世帯に属する高校生及びその保護者に対して、相談・支援を行う。

(2) 学習塾費用等助成

交付要綱第4のとおり

5 実施主体

(1) 相談・支援

福祉事務所

(2) 学習塾費用等助成

県

6 実施方法

(1) 相談・支援

福祉事務所は、生活保護世帯の高校生が、将来自立した社会生活を送るため、主体的に進路の選択を行えるように、保護者を交えて、入学当初からケースワーカー等による進路に対する相談・支援を実施する。

(2) 学習塾費用等の助成

相談・支援を実施する中で、高校生が進学を目指す意欲を示した場合には、進学に向けた相談・支援を引き続き実施するとともに、学力等を学習環境や学習機会の確保に課題がある者について、当該者の就学状況等から学習塾費用等の助成の受給にふさわしいと認める場合は、交付要綱第8による交付申請書を提出させるとともに、交付要綱第9による推薦を行う。

福祉事務所は、受講する学習塾等の選択においても、必要な相談・支援を行うものとする。県は、交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付を決定する。

7 相談・支援の実施内容

(1) 進路選択に向けた相談・支援

ア 高校入学後、家庭訪問等により高校生及び保護者に面接し、高校等入学の目的、卒業に向けての意欲、将来の進路の考え方等を確認する。

イ 将来の進路について早期から意識できるよう促し、高校生が主体的に進路を選択できるよう支援を行う。

ウ 生業扶助やアルバイト収入の取扱い等の説明を十分に行い、生活保護制度の理解を深めるよう働きかける。

エ 必要に応じてケース検討会議を実施し、具体的な支援方法や支援内容について方針を決定する。

(2) 大学等進学に関する相談・支援

ア 高校生の進路選択に資するよう、大学等進学後の支援策（進学準備給付金、修学支援制度、奨学金等）について情報提供を行う。

イ 進学を目指す場合の本事業による学習塾費用等の助成について情報提供を行う。

ウ ア及びイの情報提供に基づき、高校生が主体的に進路選択できるよう相談・支援を行う。

エ 学校、保護者と連携し、学業成績等の把握に努める。

オ 進学を目指す意欲のある高校生について、本人の意思を確認の上、学習塾費用助成の受給にふさわしい者について、交付申請書の作成を支援する。

カ 交付申請書が提出された場合は、内容審査の上県に進達するとともに、県に推薦を行う。

8 相談・支援における留意点

(1) 生活状況や就学状況の把握、情報収集について

支援に当たっては、高校生及び保護者とあらかじめよく話し合い、ともに歩む姿勢が重要である。特に学校等関係機関との調整や情報交換などに関与する場合は、高校生及び保護者の了解を得て行うことが前提となる。

さらに、学力や出席状況等の個人情報や直接関係機関から得る場合は、保護者から同意書を取るなど、個人情報の取扱いに十分配慮することが必要である。

可能であれば、高校生や保護者から成績表を見せてもらうなどして、成績や出欠状況を把握することが望ましい。

了解が得られた場合には、学級担任等から学力や出欠状況等情報収集することも可能である。この場合は、電話での収集ではなく、学級担任等と直接面談することが望ましい。

なお、直接学級担任等から情報収集する場合は、高校生本人の気持ちに十分留意する。

(2) 情報収集に係る同意について

情報収集に係る同意については、面談時に原則として書面で同意を得ること。

(3) 意欲喚起・動機付けが必要な高校生や保護者に対する対応

親子の意向、意欲、認識について、継続的かつきめ細やかな家庭訪問や所内面接を繰り返して把握するとともに、意欲の形成を図る。

進学先、進学に係る支援策、進学後の支援策等の情報提供により、進路の選択が広がるよう支援する。

(4) 制度説明等

ア 家庭状況の理解

生活保護制度を説明し、子どもが家庭状況を理解できるよう支援する。その際は、生活保護を受けていることを保護者から高校生に伝えられるよう保護者を支援する。また、高校生が生活保護を受けていることを負い目を感じないように十分配慮する。

イ 収入認定除外

学習塾費、受験料、入学料等についての収入認定除外の取扱いを説明する。

また、アルバイトをした場合の収入認定除外についても説明する。

ウ 進学した場合の生活保護制度の取扱い

進学した場合における世帯分離や世帯を離れて生活する場合は、生活保護から外れることを説明する。

エ 進学に係る各種支援制度

以下の内容について、子ども及び保護者に説明を行う。

- ・こども家庭庁が実施する「こどもの生活・学習支援事業」（以下「支援事業」という。）
- ・進学後の支援制度…進学準備給付金（生活保護制度）、高等教育修学支援新制度、その他の各種奨学金
- ・本事業による学習塾代助成

9 学習塾費用等の助成における留意点

(1) 対象となる学習塾等

本事業は、生活保護世帯の高校生に家庭以外の学習環境を与えることも目的の一つとして
いることから、学習塾への通塾を原則とする。

ただし、中山間部に居住する等の理由により学習塾への通塾が困難な場合には、通信教育
も認める。

家庭教師については、高額となることが想定されるため、原則対象外とする。

対象となるもの	原則として対象外
・ 学習塾（集合授業、個別指導、オンライン授業） ・ 通信教育（オンライン指導等含む）	・ 家庭教師

(2) 対象となる講座

本事業は、進学を目指す子供の学習について支援を行うものであり、原則受験向け講座を
想定しているものである。

授業のフォローアップ、高校中退防止のための学習支援は想定していない。その場合は、
子供の学習・生活支援事業の活用を検討すること。

<想定される講座等>

通年を通じた進学を目指す講座

夏期講習、冬期講習等

※ 上限額及び上限額を上回る場合の自己負担可能な額を考慮し、支払い可能な範囲で必要
な講座を選択するよう助言すること。

(3) 支払いの形態

以下のいずれかの方法により支払うものとする。

ア 委任状による事業者への支払い

請求書に委任状を添付し、支払先を事業者とし、支払いを行う。<学習塾等の授業料を想
定>

イ 領収書添付による補助対象者への支払い

通信教育、外部の模擬試験、大学等受験料は、委任状の取得が困難なため、補助対象者本
人への支払いとする。

この場合、まず費用を支払ってもらい、請求書に領収書の添付を求める。

(4) 請求時期

月払いを原則とする。

補助対象者は、授業料等について月ごとに支払い（月謝）、毎月請求するものとする。

入会金については、最初の請求において一緒に請求するものとする。

(5) 申請者

進学する者からの申請とし、法定代理人（保護者）に署名を求める。ただし、進学する者
が成年（18歳）に達している場合は、法定代理人の署名は不要とする。

(6) 補助対象期間中に異動があった場合の対応

ア 学習塾等の変更

変更理由がある場合について、変更を認める。交付要綱第 12 第 1 号の長野県子どもの進学支援事業補助金変更申請書（様式第 3 号）を提出させる。福祉事務所においては、変更する理由を確認すること。

イ 受講・利用を止めてしまった場合

交付要綱第 12 第 3 号の長野県子どもの進学支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を提出させる。

受講した月までの補助金は、原則返還を求めないが、まったく受講していなかった等の場合は、補助金の返還を求める。

ウ 保護の廃止があった場合（転居を伴う場合を含む）

交付決定時に保護を受けていた場合で、引き続き県内に居住する場合は、当該年度末まで当初交付決定時の内容で補助の継続を認める。

エ 他市町村に転居した場合

引き続き補助対象とし、転居前の福祉事務所において必要な手続きを行う。

(7) 実施状況の報告

交付要綱第 16 第 1 項により、補助対象者は、学習塾等を利用した月の翌月 10 日までに、「長野県子どもの学習支援事業補助金実施状況報告書（様式第 8 号）」により、当該利用した月の学習塾等への出席又は利用の状況を報告しなければならないこととされている。

福祉事務所は、家庭訪問等により、補助対象の高校生の学習状況の把握に努め、実施状況報告書の提出を促す。

通信教育の実施状況は、参加状況の分かる書類の提出を求める。

(8) 福祉事務所が実施する事務

ア 交付申請書・事業計画書の内容の確認

学習塾の受講案内・パンフレット等により、受講する講座の内容が本事業にふさわしいかを確認する。

イ 対象者の推薦

申請書の提出があったときは、申請者の就学状況、学習環境等から、学習塾費用等の助成対象として適当と認める場合は、交付要綱第 9 により推薦書（様式第 2 号）を県に提出する。

ウ 支援事業実施市町村への利用状況確認

支援事業を実施している市町村に居住する方から要綱第 12 の 2 号の変更申請又は実績報告の提出があった場合は、交付要綱第 9 の支援事業利用確認書（様式第 2-3 号）により支援事業実施内容を市町村に照会し、その回答を県に提出する。

エ 提出書類の取りまとめ、進達

提出された以下の書類を取りまとめ、県に進達する。

- ・交付要綱第 8 の交付申請書（様式第 1 号及び別紙 1 から 4）
- ・交付要綱第 9 の推薦書（様式第 2 号）
- ・交付要綱第 9 支援事業利用確認書（様式第 2-3 号）

- ・ 交付要綱第 12 第 1 号の変更承認申請書（様式第 3 号）
- ・ 交付要綱第 12 第 2 号の変更承認申請書（支援事業利用確認用）（様式第 3-2 号）
- ・ 交付要綱第 12 第 3 号の中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）
- ・ 交付要綱第 12 第 4 号の変更届（様式第 5 号）
- ・ 交付要綱第 14 の事前着手届（様式第 6 号）
- ・ 交付要綱第 15 の交付申請取下書（様式第 7 号）
- ・ 交付要綱第 16 の実施状況報告書（様式第 8 号）
- ・ 交付要綱第 17 の実績報告書（様式第 9 号及び別紙 1 から 4）
- ・ 交付要綱第 19 第 1 項の交付請求書（様式第 10 号）
- ・ 交付要綱第 19 第 2 項の委任状（様式第 11 号）
- ・ 交付要綱第 20 の概算払請求書（様式第 12 号）

※ 補助対象者は、毎月 10 日までに概算払請求書を提出し、福祉事務所は毎月 20 日までに県に進達する。

(9) 収入認定の取扱い

補助金収入に係る収入認定の考え方については、別紙のとおり。

10 大学等進学以外に係る支援

(1) 高校等中退防止

家庭訪問による面談等を通じ、子どもの状況を把握し、学業不振、退学の意向等の予兆がないか確認する。

予兆がある場合は、学級担任やスクールソーシャルワーカーと早期に連絡を取り、子どもの状況の共有、連携を図る。なお、その場合は、子どもや保護者の了解を得て行う。

保護者に対し、子どもの就学継続の必要性について説明し、理解・協力を得る。

対応困難ケースについては、家庭訪問や面談等の回数を多くしたり、学級担任やスクールソーシャルワーカーと一緒に家庭訪問するなど、対応を工夫する。

将来の進路（進学・就職・資格取得等）を一緒に考えるとともに、高校生活の意義が見いだせるよう支援する。

(2) 就職に関する支援

進学を選択しない場合で、具体的な就職のイメージがない場合、就職先が決まらない場合などについては、就労支援員による支援、ハローワークと連携した支援を行う。

11 その他

- (1) 査察指導員は、高校生等のいる世帯をリスト化し、支援対象を明確にするとともに、ケースワーカーに支援に対する意識付けを行う。
- (2) 子どもとの家庭内面接は、部活動のない時、学校行事の代休日、長期休み期間中に実施するなど、工夫すること。
- (3) 家庭以外での子どもの面接についても、福祉事務所、町村役場、公民館等を利用するなど工夫すること。

附 則（令和5年3月29日付け4地福第667号）
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月17日付け6地福第160号）
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

<別紙：生活保護制度における収入認定の取扱い>

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）

第8の3

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）

第8の2 収入として認定しないものの取扱い

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による保証金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあたられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。

ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらに充てられることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

問第8の40 ～自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 ～次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。

(2)

オ 当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。）

サ ～当該経費が「就労や早期の保護脱却に資する経費」にあてられる場合は、本通知第8の58の2の2の(1)から(6)まで※のいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

※(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受験料及び入学金に限る。）